

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆者が時間外に指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関を
受診する場合の取扱いについて

保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診療（以下「時間外の受診」という。）については、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号）第 3—14（1）のとおり、緊急その他やむを得ない事情による時間外の受診については診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められないところです。

被爆者（被爆者健康手帳所持者）については、放射能の影響により、一般的に負傷又は疾病（以下「負傷等」という。）にかかりやすいこと、負傷等が治癒しにくいこと等の事情にあるのみならず、それらの負傷等にかかったことよって原爆症を誘発する恐れがあります。さらに、治療中の負傷等の程度が重い被爆者にあつては、負傷等の状況や健康面での不安から、やむを得ず時間外の受診をせざるを得ない場合があります。

このため、被爆者が時間外の受診をした場合は、上記事情があることを踏まえた丁寧な対応を行っていただくよう、関係医療機関へ周知徹底を図り、その実施に遺憾なきようよろしくお願いします。

また、貴管下被爆者に対しては、時間外の受診に際し、あらかじめ受診の方法やかかる費用について電話等の方法により確認されるよう、本取扱いとともに適宜の方法により周知方お取り計らい願います。